八〇九　漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令の規定に基づき、就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件　二九 165 一〇二

八一〇　船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件　二九 165 一〇二

八一一　船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件　二九 165 一〇二

八一二　船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件　二九 165 一〇二

八一三　雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令第三条の規定による改正前の漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令の規定に基づき、就職促進手当の日額表を定める件　二九 165 一〇二

八一四　雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令第四条の規定による改正前の船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の規定に基づき、訓練待期手当及び就職促進手当の日額表を定める件　二九 165 一〇三

八一五　雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令第六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則の規定に基づき、訓練待期手当及び就職促進手当の日額表を定める件　二九 165 一〇三

○観光庁

一一　旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件　二六 八

○気象庁

九　気象庁予報警報規程の一部を改正する件　二九 八

一〇　気象庁予報警報規程の特例を定める件　二九 八

○海上保安庁

一三三―一三七　航路標識に関する件　四 六

一三八　水路測量の実施に関する件　五 七

一三九　〃　六 九

一四〇　〃　八 七

一四一―一四五　航路標識に関する件　一一 六

一四六　航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する告示　一一 七

一四七　水路測量の実施に関する件　一二 七

一四八　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示　一三 八

一四九―一五三　航路標識に関する件　一三 九

一五四　〃　一四 七

一五六　水路測量の実施に関する件　一四 八

一五七―一六〇　航路標識に関する件　二五 五

一六一―一六四　〃　二九 八

○環境省

五一　水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件　一 六

五二　水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件　四 八

五三　要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為の施行方法の基準を定める件　八 151 一一

五四　土壌汚染対策法施行規則第五十八条第四項第十一号に該当する区域内の帯水層に接する土地の形質の変更の施行方法の基準を定める件　八 151 一一

○防衛省

一五八―一六一　海上における射撃訓練を実施する件　一 六

一六二―一六三　海上における射撃訓練等を実施する件　一 七

一六四　漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件　八 七

一六五―一六八　海上における射撃訓練等を実施する件　八 八

一六九　海上における射撃訓練を実施する件　八 八

一七〇―一七三　〃　一二 八

一七四　アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件　一四 八

一七五―一七八　海上における射撃訓練を実施する件　一九 五

一七九―一八二　海上におけるチャフ及びフレア発射試験を実施する件　二二 七

一八三　海上における射撃訓練を実施する件　二六 八

一八四―一八五　海上における射撃訓練等を実施する件　二六 八

○東北地方整備局

一二〇　都市公園の供用を開始する件　一 146 三

一二一―一二三　住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件　一 146 三

一二四　住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の名称等を変更した件　一 146 四